

## 第1章 委員会の組織・会議等

### 1 組織

都道府県労働委員会は、労働組合法（以下「労組法」という。）第19条の12第1項の規定により都道府県ごとに設置されているもので、地方自治法第180条の5に規定する合議制の行政機関である。この委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）それぞれ同数をもって組織される。このうち労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、また公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命する。委員は特に条例で定める場合を除き非常勤であり、任期は2年である。

委員会の会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙により選出される。

また、労働関係調整法（以下「労調法」という。）第10条及び第11条の規定により、労働争議解決に援助を与えるため、労働委員会は学識経験者の中から、あっせん員候補者を委嘱している。

さらに、委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長をはじめ必要な職員が配置されている。

#### (1) 委員

京都府労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人、計15人で構成している。

令和2年は、第46期委員（在任期間：平成30年12月21日～令和2年12月24日）及び第47期委員（令和2年12月25日任命）によって運営された。

#### (2) あっせん員候補者

京都府労働委員会においては、あっせん員候補者委嘱基準内規に基づき、その期の委員、前期の委員、事務局長・次長・課長及び委員会が特に必要と認める者をあっせん員候補者に委嘱している。

任期については別段の定めはなく、通常上記の者に異動があった場合、その後の総会において、委嘱・解嘱について決定している。

#### (3) 業務及び権限

- ① 委員会の権限は、不当労働行為について、必要な調査・審問を行い、命令を発し、これに関する措置をとる権限（いわゆる準司法的権限）と労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う権限（いわゆる調整的権限）を有し、いずれも独立して行使される。

（労組法第20条、27条、同法施行令第16条、労調法第12条、18条、30条）

② 上記の権限に基づくほか以下のような業務を行う。

ア 知事からの事務委任により、個別労働関係紛争のあっせんを行う。

イ 労働組合が労組法に規定する手続へ参与（主に不当労働行為の審査手続及び労働者委員の推薦）するために、労組法の規定に適合するかどうかについて、その認定及び証明書発行を行う。  
（労組法第5条、同法施行令第21条）

ウ 労働組合が法人登記を行う前提条件として、労組法の規定に適合する旨の証明を行う。  
（労組法第11条）

エ 労働協約に地域的一般的拘束力を持たせることの適否を決議し、不適当な部分に修正を加える。  
（労組法第18条）

オ 争議行為の届出を受理する。  
（労調法第9条）

カ 公益事業に関する争議行為予告通知書を受理する。  
（労調法第37条、同法施行令第10条の4）

キ 上記カの争議行為予告通知を行わないことについて、労調法第39条に規定する処罰の請求を行う。  
（労調法第42条、同法施行令第11条）

ク 地方公営企業又は特定地方独立行政法人の労働組合に係る利益代表者の範囲を認定して告示する。  
（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条）

## 委員名簿 (第46期)

平成30年12月21日～

区分	氏名	職名	就任
公益委員	◎ 笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授	第40期(平20～)
	○ 青木苗子	弁護士	第43期(平26～)
	佐々木利廣	京都産業大学経営学部教授	第43期(平24～)
	土田道夫	同志社大学法学部教授	第44期(平26～)
	藤井正大	弁護士	第45期(平28～)
労働者委員	山本敏明	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 電機連合京都地方協議会議長	第45期(平28～)
	山縣哲也	京都地方労働組合総評議会事務局次長 全労連全国一般労働組合京都地方本部書記長	第45期(平28～)
	穉山裕次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第45期(平28～)
	師玉憲治郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 U Aゼンセン京都府支部支部長	第46期(平30～)
	鍛冶淳志	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 情報産業労働組合連合会京都地区協議会議長	第46期(平30～)
使用者委員	安藤源行	株式会社オーランド代表取締役会長	第40期(平18～)
	塩尻敬子	丸八生糸株式会社取締役	第42期(平22～)
	石津友啓	一般社団法人京都経営者協会専務理事	第44期(平27～)
	倉垣雅英	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション顧問	第45期(平28～)
	南島新	株式会社SCREENホールディングス副会長	第45期(平28～)

(注) ◎=会長 ○=会長代理

※職名は、令和2年12月24日現在

## 委員名簿 (第47期)

令和2年12月25日～

区分	氏名	職名	就任
公益委員	◎ 笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授	第40期(平20～)
	○ 青木苗子	弁護士	第43期(平26～)
	土田道夫	同志社大学法学部教授	第44期(平26～)
	藤井正大	弁護士	第45期(平28～)
	橋本武久	京都産業大学経営学部教授	第47期(令2～)
労働者委員	山本敏明	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 電機連合京都地方協議会議長	第45期(平28～)
	穂山裕次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第45期(平28～)
	師玉憲治郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 UAゼンセン京都府支部支部長	第46期(平30～)
	鍛冶淳志	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 情報産業労働組合連合会京都地区協議会議長	第46期(平30～)
	松本隆浩	京都医療労働組合連合会特別執行委員	第47期(令2～)
使用者委員	安藤源行	株式会社オーランド代表取締役会長	第40期(平18～)
	塩尻敬子	丸八生系株式会社取締役	第42期(平22～)
	石津友啓	一般社団法人京都経営者協会専務理事	第44期(平27～)
	倉垣雅英	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション顧問	第45期(平28～)
	南島新	株式会社SCREENホールディングス副会長	第45期(平28～)

(注) ◎=会長 ○=会長代理

※職名は、令和2年12月25日現在

あっせん員候補者名簿

氏名	関 歴	委嘱・解嘱年月日
笠井正俊	京都府労働委員会会長 京都大学大学院法学研究科教授	平成20年3月28日委嘱
青木苗子	京都府労働委員会会長代理 弁護士	平成26年1月17日委嘱
土田道夫	京都府労働委員会委員 同志社大学法学部教授	平成26年12月5日委嘱
藤井正大	京都府労働委員会委員 弁護士	平成28年12月16日委嘱
橋本武久	京都府労働委員会委員 京都産業大学経営学部教授	令和2年12月25日委嘱
佐々木利廣	前京都府労働委員会委員	平成24年11月30日委嘱
山本敏明	京都府労働委員会委員 電機連合京都地方協議会議長	平成24年12月14日委嘱
穂山裕次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	平成28年12月16日委嘱
師玉憲治郎	京都府労働委員会委員 U A ゼンセン京都府支部支部長	平成30年12月21日委嘱
鍛冶淳志	京都府労働委員会委員 情報産業労働組合連合会京都地区協議会議長	平成30年12月21日委嘱
松本隆浩	京都府労働委員会委員 京都医療労働組合連合会特別執行委員	令和2年12月25日委嘱
山縣哲也	前京都府労働委員会委員	平成28年12月16日委嘱
青山勲	J A M 京滋副執行委員長	令和2年12月25日委嘱
橋元信一	前京都府労働委員会委員	令和2年12月25日解嘱
西央人	前京都府労働委員会委員	令和2年12月25日解嘱
高橋直樹	自治労京都府本部執行委員長	令和2年12月25日解嘱
安藤源行	京都府労働委員会委員 株式会社オーランド代表取締役会長	平成18年9月22日委嘱
塩尻敬子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成22年11月5日委嘱
石津友啓	京都府労働委員会委員 一般社団法人京都経営者協会専務理事	平成27年10月9日委嘱
倉垣雅英	京都府労働委員会委員 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション顧問	平成28年12月16日委嘱
南島新	京都府労働委員会委員 株式会社SCREENホールディングス副会長	平成28年12月16日委嘱
磯崎弘規	京都府労働委員会事務局長	平成31年4月12日委嘱
中川多鶴子	京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	平成31年4月12日委嘱
小谷義明	京都府労働委員会事務局審査課長	令和2年4月10日委嘱

※関歴は、令和2年12月25日現在

#### (4) 事務局

京都府労働委員会事務局組織規則により、総務調整課及び審査課の2課が置かれ、その所掌事務、職制が定められている。

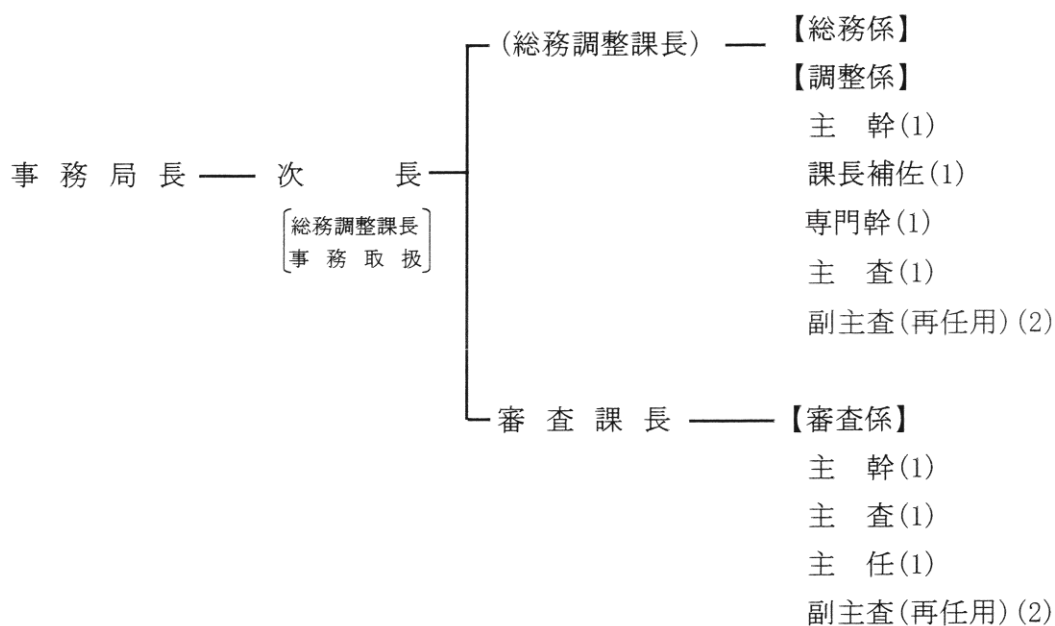
##### ア 総務調整課

- 1 人事事務に関する事。
- 2 予算の経理及び物品の出納保管に関する事。
- 3 公印の保管及び文書事務に関する事。
- 4 委員会の会議（公益委員会議を除く。）に関する事。
- 5 特別調整委員、あっせん員候補者に関する事。
- 6 あっせん、調停、仲裁に関する事。
- 7 個別労働関係紛争に係るあっせんに関する事。
- 8 労働争議の調整に必要な資料の収集及び整理に関する事。

##### イ 審査課

- 1 公益委員会議に関する事。
- 2 労働組合の資格審査及び資格の証明書の交付に関する事。
- 3 不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知及び訴訟に関する事。
- 4 労働協約の地域的一般的拘束力の適用に関する事。
- 5 労調法第42条の規定による請求に関する事。

【組織図】（令和2年4月1日現在）



## 2 会 議 等

労働委員会では、公・労・使の委員全員で構成される総会、公益委員のみで構成される公益委員会議のほか、他の労働委員会との連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るために行われる諸会議を開催している。

### (1) 総 会

総会は、委員会全般の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、公・労・使の委員全員で構成される会議であり、原則として毎月第2週・第4週金曜日に開催される定例総会と臨時に開催される臨時総会がある。

令和2年中には、第1730回から第1751回まで、定例総会が21回、臨時総会が1回開催された。なお、令和2年4月24日及び5月8日の総会はWEB会議により開催された。

### (2) 公益委員会議

公益委員会議は、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等を処理するため、公益委員のみで構成される会議であり、定例総会前に定例的に開催されるほか、次の場合、臨時に開催される。

- ① 総会の議決により招集の請求があったとき。
- ② 公益委員3人以上から請求があったとき。
- ③ 会長が必要と認めたとき。

令和2年中には、第2373回から第2394回まで、定例公益委員会議が22回開催された。なお、令和2年4月24日及び5月8日の公益委員会議はWEB会議により開催された。

### (3) 諸 会 議

労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理等に必要な統一と調整を図るため、次の諸会議が開催された。

#### ア 全国会議

会 議 名	開催日・地	出席委員	議 題(提案県)
第75回 全国労働委員会 連絡協議会総会	令和2年 11月19日(木) ～20日(金) 東京都 WEB開催	笠井会長 土田委員 山本委員 鍛冶委員 石津委員 倉垣委員	・<講演>労働紛争の解決と労働委員会の役割 前中央労働委員会会長 山川 隆一氏 ・同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について (関東ブロック公労使) ・労働委員会におけるIT化に向けた取組等について (中国・四国ブロック労委公労使) ・不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について (近畿ブロック労委公労使)

会議名	開催日・地	出席委員	議 題(提案県)
全国労働委員会 連絡協議会 運営委員会	令和2年 7月10日(金) 東京都 WEB開催	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第75回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について</li> <li>・今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について</li> </ul>
今後の労働委員会の 在り方検討小委員会	令和2年 2月25日(火) 東京都	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業チームにおけるこれまでの作業状況について</li> <li>・選定結果の各項目に関する検討について</li> <li>・スケジュールについて</li> </ul>
	令和2年 7月3日(金) 東京都 WEB開催	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とりまとめの方向性案等について</li> <li>・速やかに実施する事項(運用改善)(案)について</li> <li>・報告書骨子案イメージについて</li> <li>・今後の予定について</li> </ul>
	令和2年 10月5日(月) 東京都 WEB開催	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とりまとめの方向性案等について</li> <li>・今後の予定について</li> </ul>
全国労働委員会 会長連絡会議	中止	—	

#### イ 14 都道府県会議

会議名	開催日・地	出席委員	議 題(提案県)
公益委員会議	令和2年 10月19日(月) 千葉県主催 書面開催	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被申立人の法人格に係る確認の有無について (広島県)</li> <li>・不当労働行為救済申立てに伴う資格審査において、組合の資格に疑義がある場合の対応について (東京都)</li> <li>・総会及び公益委員会議をWEB会議形式で開催した場合の定足数及び議決権について (兵庫県)</li> </ul>
使用者委員会議	令和2年 7月13日(火) 宮城県主催 書面開催	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;講演&gt;労働事件あれこれ-労働委員会今昔物語- 弁護士 三島 卓郎氏</li> <li>・和解協議における成功事例、困難事例 (北海道)</li> </ul>



### ウ 近畿ブロック会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
連絡協議会	中止	—	
臨時会長会議	令和2年 6月8日(月) 京都府	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の労働委員会の在り方検討について</li> <li>・在り方検討に係る第4回小委員会までの主な経緯について</li> <li>・在り方検討小委員会の正副委員長調整の経過について</li> <li>・在り方検討に係る全労委総会までのスケジュールについて</li> <li>・要望書の提出について</li> </ul>
会長連絡会議	令和2年 10月16日(金) 大阪府 WEB開催	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について (京都府)</li> <li>・総会及び公益委員会議をWEB会議形式で開催した場合の定足数及び議決権について (兵庫県)</li> <li>・在り方検討積み残し項目の検討に係る近畿ブロックとしての今後の進め方について (京都府)</li> </ul>
第137回 公益委員連絡会議	令和2年 1月28日(火) 京都府	笠井会長 青木会長代理 佐々木委員 土田委員 藤井委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続する行為について (京都府)</li> <li>・「その他の不利益な取扱い」について (京都府)</li> <li>・団体交渉を拒否する正当な理由について (京都府)</li> </ul>
労働者側委員 連絡会議	中止	—	

#### (4)表彰等

令和2年12月24日に退任された第46期委員佐々木利廣氏が厚生労働大臣感謝状を受けた。

#### (5)研 修

令和2年は、次のとおり委員研修会を行った。

日 時	講 師	テ ー マ
令和2年 9月11日(金)	倉垣 雅英 委員 南島 新 委員	・新型コロナウイルスによる企業・人事管理への影響と課題 ～人事・労務管理面の対策を中心に、経営・業績への影響、 事業活動面の対策を含めて～
令和2年 9月25日(金)	山本 敏明 委員 山縣 哲也 委員 師玉 憲治郎委員	

### 3 労働委員会をめぐる動き

#### (1) 京都府労働委員会の委員の任命及び会長・会長代理の選出

令和2年12月25日付けで第47期委員が知事から任命され、同日開催の臨時総会において笠井正俊委員が会長に、青木苗子委員が会長代理に選出された。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染者発生等を受け、令和2年1月30日、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。

京都府労働委員会では、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の呼びかけを踏まえて、令和2年3月13日に開催された総会で、「新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止に向けた対応方針について」を協議し、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるため、総会・公益委員会議、あっせん、不当労働行為事件審査等の労働委員会の活動について、感染防止対策を講じて実施することを決定した。

4月7日、隣接する大阪府を含む7都府県を対象区域として、緊急事態宣言が発令されるとともに、翌8日には京都府知事及び京都市長から国に対し緊急事態宣言の発出要請がなされる中、同月10日に開催された総会で、『隣接する大阪府等を対象地域とする「緊急事態宣言」の発令等を踏まえた今後の対応案について』を協議し、緊急避難的対応として総会及び公益委員会議のWeb開催を検討することや、あっせん及び不当労働行為事件審査期日の延期等についての対応方針を決定した。

4月16日、京都府も緊急事態宣言の対象区域（特定警戒都道府県）とされたことを踏まえて、『Web会議システム「Zoomミーティング」を活用した総会及び公益委員会議開催要領』を会長専決により策定し、同月24日の総会で承認され、緊急事態宣言期間中の4月24日及び5月8日開催の総会及び公益委員会議は、Web会議により開催した。

緊急事態宣言解除後も、委員・職員・来館者のマスク着用、手指消毒の徹底の要請をはじめ、総会における配席の変更によるソーシャルディスタンスの確保などの感染予防対策を講じて、労働委員会活動を実施した。

また、全国や近畿ブロックの各種会議、研修についても、一旦は中止や延期が相次いだ。その後、Webによる開催の動きが広がり、順次Web開催へと切替が進んだ。

#### (3) 潜在的なニーズに対応するための関係機関との連携強化や認知度向上の取組について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、京都府労働相談所の労働相談が急増する中、今後あっせんに繋がる事案の増加も予想されたことから、更なる認知度向上の取組が必要と考え、府の広報紙に個別労働紛争あっせん制度の広報記事を2回掲載したほか、一般府民だけでなく、コロナ関連で幅広く相談を受ける他部局職員への周知を強化するため、府庁内の展示ロビーにおいて、個別労働紛争あっせん制度について展示を行った。また、職員向けに府庁内LAN上の掲示板であっせん

ん制度の紹介を行った。

関係機関との連携については、労働局、労働基準監督署等他機関で当労働委員会を紹介された相談者が増加し、昨年来の取組に一定の効果があることが確認できたため、引き続きリーフレットの配架について関係機関に協力を依頼するとともに、継続的に実施している京都府労働相談所職員との意見交換については、多人数を避け、3回に分けて各相談員と実施し、あっせん制度の利用により解決する可能性が高い相談内容については引き続き当労働委員会との連携を図っていくことで一致した。

#### **(4) 労働委員会が直面する諸課題の解決に向けた検討(今後の労働委員会の在り方検討)について**

##### **① 小委員会において当面検討を行う項目の選定及び検討**

平成30年11月の第73回全国労働委員会連絡協議会総会(以下「全労委総会」という。)後の第1回運営委員会において、労働委員会が直面する諸課題の解決に向けた検討を行うため設置された「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」(以下「小委員会」という。)及び「今後の労働委員会の在り方作業チーム」(以下「作業チーム」という。)において、全国から提出された1,008件の意見に係る中間整理がまとめられた。

これと並行して、令和元年5月29日に開催された第2回小委員会での意見を踏まえて、改めて、各都道府県労委から当面検討すべき項目の選定・提出を受け、これらについて、第74回全労委総会後の同年11月15日に開催された第1回運営委員会で、作業チームにおいて早急に各項目について議論し問題の整理をすること、併せて、小委員会で決定・議論すべき問題とその他の問題の仕分けを作業チームで行うこと、それを踏まえて、小委員会において項目ごとに具体的な検討を行っていくことが確認された。

令和元年12月5日、6日及び16日に開催された作業チームにおいて、全労委事務局が提出した選定結果の集約(素案)や近畿及び九州ブロック代表労働委員会事務局長等から提出された「個別課題検討資料」により検討を行った。

(以上は、平成31年・令和元年の動きのうち、関連する主なものをフォローした。)

##### **② 第4回小委員会(令和2年2月25日)における議論**

第4回小委員会の開催に先立ち、小委員会の委員長代理となった当委員会の笠井会長は、森戸小委員会委員長と、当日の議事の進め方やまとめ方等について事前に協議を行うなど積極的に協力した。

第4回小委員会では、全体項目のうち、制度改正を含む10項目について、全労委事務局により、上記作業チームの議論の結果を項目別に整理し提出された「作業チームの議論の整理イメージ」と、近畿ブロック代表委員である笠井委員長代理から議論を円滑に進めるためたたき台として提出された「笠井委員私案」等により議論がなされた。

しかし、結果として、各項目とも最終的な結論には至らず、一旦、小委員長と委員長代理の預かりの形となり、次回第5回小委員会において、より深掘りした内容を諮ることとなった。

### ③ 森戸委員長と笠井委員長代理との協議

第4回小委員会の後、同年4月から6月にかけて、委員長と委員長代理は、上記10項目について、同小委員会において出された意見などを踏まえて、特に委員の関心が高かった法令改正の要否について踏み込んで検討した項目の取扱いや調査や検討が引き続き必要とされた項目に係る検討体制をめぐる精力的なやり取りも含め、断続的に調整を重ね、令和2年7月3日の第5回小委員会に「とりまとめの方向性案（制度改正を含む項目）」として提示した。

### ④ 臨時近畿ブロック労働委員会会長会議（同年6月8日）

上記③の協議と並行して、笠井会長は臨時近畿ブロック労働委員会会長会議を開催し、小委員会のとりまとめに係る森戸委員長との協議経過を報告するとともに、次回小委員会に向けての今後の対応について、意見交換を行った。委員長代理としての上記協議における笠井会長の労苦に対して、各会長から謝意が述べられるとともに、今後、近畿ブロック会長連名で委員長宛てに要望書を提出することが確認された（これは、その後の協議の動向等から小委員会委員長宛てではなく、後記⑥のとおり、小委員会後の運営委員会に向け荒木全労委運営委員長宛てに提出されることとなった。）。

### ⑤ 第5回小委員会（同年7月3日）

上記経過を受け開催された第5回小委員会では、上記③の「とりまとめの方向性案（制度改正を含む項目）」について、森戸委員長から説明がなされ、検討した結果、妥当なものとして了承された。

併せて、以下の文案を報告書に記載することも了承された。

- i 十項目のうちには事例の調査や検討が引き続き必要とされた項目もあるが、これらについては、これまでの成果を基礎に、運営委員会の下に引き続き検討のための体制を設けるなどして、検討課題がさらに深掘りされることが相当であること。
- ii 労働組合法等の改正の要否について踏み込んで検討した項目もあるが、これらは、労委の意見として法令を所管する厚生労働省にも共有されるのが相当であること。

### ⑥ 荒木全労委運営委員長あての要望書提出（同年7月8日）

近畿ブロック各労委は、積み残し項目について引き続き組織的な検討を続けることを念押しするため、7月10日の運営委員会に向けて、上記④の議論を踏まえて、7月8日、会長連名で、運営委員長宛てに、①運営委員会として、引き続き検討組織を設置して検討する方向性について確認すること。併せて、第75回全労委総会における運営委員会委員長報告にも盛り込むこと、②具体案を検討する段階で、都道府県労委から十分意見を聴き、これを尊重することを内容とする要望書を提出した。

### ⑦ 全労委第2回運営委員会（同年7月10日）

全労委第2回運営委員会では、森戸小委員会委員長から、報告書とりまとめ案が報告され、異議なく了承された。

笠井委員は、上記⑥の要望を踏まえた今後の対応について質問し、これを受けて、

荒木運営委員長は、今回の小委員会で残された課題については、まず2年間の検討報告書を全労委総会に報告し、総会後に開催される運営委員会において、今回いただいた要望についても十分踏まえつつ、今後の取扱いについて運営委員会として判断いただくという方向ではないかと回答した。

**⑧ 第6回小委員会（同年10月5日）**

第6回小委員会に先立ち、同年9月8日第13回作業チームが開催され、2年間の在り方検討の報告書となる「今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ（案）」について議論が行われ、これを踏まえて、第6回小委員会において、事務局から「今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ（案）」が提出され、おおむね了承が得られ、一任を受けた森戸委員長から荒木運営委員長に報告されることとなった。

併せて、笠井委員長代理から、先の運営委員会での荒木委員長の発言を踏まえて、11月20日の全労委総会後の運営委員会の進め方について質問が出されたが、全労委事務局からは新しいメンバーで議論いただくとの回答のみで具体的な説明はなかった。

**⑨ 全労委総会（同年11月19日）**

全労委総会において、荒木運営委員長から、「今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ」について、「別冊 今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ」により運営委員長報告がなされた。

その中で、今後の取組について、「事例の調査検討が引き続き必要とされた項目も残ったところであるので、運営委員会の下に引き続き検討のための体制を設けるなどして検討課題がさらに深掘りされることが相当」とあるが、これについては、小委員会において様々な要望があったところであり、これらを踏まえ、この総会後の運営委員会で議論がされるものと認識しているとの報告があった。

**⑩ 全労委第1回運営委員会（同年11月20日）**

全労委総会後の第1回運営委員会には、近畿ブロックの代表公益委員として、笠井会長に代わり滋賀県の吉田会長が出席したが、同委員会において、全労委事務局は、引き続き運営委員会の下に設ける検討体制について、何らの検討資料も提示せず、8箇月も先の令和3年7月の第2回運営委員会で事務局案を示す旨報告した。これに対し、出席委員からは、「7月ではあまりに遅い」「委員の任期を考えるとあまりに間隔をおくのはいかがか」「年度内にスタートすべき」との趣旨の意見等が相次いで出され、荒木委員長は、来年7月というのは少し度を過ぎるというご指摘もあったので、より短い期間において、Web会議などが開催できないかということも含めて、再度中労委内部で検討し、可能であれば7月以前の会合の可能性についても検討させていただきたいと回答した。

**⑪ 荒木全労委運営委員長あての要望書提出（同年12月24日）**

第1回運営委員会の結果を受けて、12月24日、近畿ブロック各労委は、九州ブロック各労委の各労委と会長14名の連名で、運営委員長あてに、①出席委員の発言を尊重し、

Web会議などにより速やかに次回運営委員会を開催し、継続検討の体制等について具体的に議論し、今年度内に決定すること、②検討体制を年度内に決定できるよう、全労委事務局は、速やかに事務局案を提示すること、③次回運営委員会では、議論が円滑に進むよう、具体的な案をベースに議論することとし、具体的な案については事務局案に限らず、運営委員から提出される案も議論の対象とすることを内容とする要望書を提出した。